

電子契約の締結について

1 概要

三田市では、契約事務の電子化の取り組みとして電子契約を導入します。契約締結に係る業務効率化、費用削減及び事業者の利便性向上を図ります。通常、電子契約は専門事業者が提供する電子契約サービスを用いることにより行います。本市では、GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)が提供する「電子印鑑 GMO サイン」を利用し電子契約を行います。

本件についても電子契約の対象となりますので、ご希望される場合は下記の手順で電子契約を行います。

なお、希望されない場合は、従来どおり書面での契約締結も引き続き可能です。

2 電子契約導入による契約事務の変更点について

(1) 印紙税が不要

印紙税は文書の取り交わしに対し課せられるため、電子契約には課せられません。

(2) 電子契約サービスを利用した契約締結

書面の契約書に記名押印する代わりに、インターネット上の電子契約サービスで操作をします。インターネット環境が必要ですが、サービス利用にあたり費用負担はありません。「電子印鑑 GMO サイン」の操作方法を覚えていただく必要があります。

(3) 【工事の契約書の場合】

○建設リサイクル様式（解体工事に要する費用等）の提出

建設リサイクル様式を契約書から分離し、単独様式での提出に変わります。

※従来より契約時に提出いただいていた他の書類（工事着手届等）は引き続き、提出が必要です。

(4) 【工事以外の契約書の場合】

○暴力団等に該当しない旨の誓約書の提出

暴力団等に該当しない旨の誓約書を契約書から分離し、単独様式での提出に変わります。

※従来より契約時に提出いただいていた他の書類（業務着手届等）は引き続き、提出が必要です。

3 契約締結日について

- (1) 電子契約の契約締結日は落札日を1日目と起算し7日目としますので、
受注者は落札日から5日目までに電子署名をしてください。(土日祝日は
日数に参入しません。)
- (2) 落札日から7日目で双方の電子署名が完了しなければ、書面による契約
となる可能性がありますのでご了承ください。
- (3) 契約締結日については、入札・契約担当課と別途調整している場合は、
上記3(1)(2)に関わらず、その指示に従ってください。

※入札・契約担当課とは、入札を執行、または見積合わせ等を実施する課
をいいます。

4 電子契約の手順

(1) 電子契約締結希望の意思表示

入札・契約担当課へ本件について電子契約を希望する旨をご連絡くださ
い。電子契約の手続きについてご説明します。

(2) 電子契約で使用するメールアドレスの届出

GMOサインを使用するにあたりメールアドレスが必要となりますので、
電子契約用メールアドレスを届出ください。契約案件毎で届出が必要です。
届出については、市ホームページ「電子契約の導入について」を参照く
ださい。「2 電子契約で使用するメールアドレスの届出」－「申請書ダウ
ンロード」をクリックし、「電子契約用メールアドレスの届出」へ入り、入
札・契約担当課の届出先を選択し届出してください。

※電子契約用メールアドレスは、市からの署名依頼を受け取るためだけ
のアドレスではなく、本契約に対して責任をもって締結する権限を有
する方（契約締結権者といいます。）へ電子署名をいただくために送信
するアドレスとなります。該当する方を契約締結権者に選定いただき、
その方が受信メールを確認できるアドレスを届けてください。

(3) 「電子印鑑 GMO サイン」での電子署名

操作方法は、市ホームページ「電子契約について」に掲載の「電子印鑑 GMO
サインの操作説明動画」等を参照ください。

(4) 契約時書類の提出

2(3)(4)のとおり一部変更がありますが、従来どおり書面での提出が必要
です。